

令和6年陳情第42, 44号  
関係資料

## 市街地再開発事業について

### 1 第一種市街地再開発事業の組合施行とは

市街地再開発事業を行うために、区域内の地権者全員で構成された組合を設立し、事業を実施する。都市再開発法に基づき、定款や事業計画を定めて、都知事が設立を認可することで、事業の実施主体（施行者）となる。

再開発組合は、組合員の総会で意思決定を行い、理事会にて事業を執行する。

### 2 再開発における説明・合意形成等

